

公調委事第 33 号
平成 31 年 3 月 28 日

国土交通大臣 石井 啓一 殿

公害等調整委員会委員長
荒 井 勉

土地収用法による審査請求に対する意見について（回答）

平成 29 年 3 月 30 日付け国総収第 135 号をもって意見照会のあった、ダム建設工事及びこれに伴う道路付替工事（以下「本件事業」という。）に関して、九州地方整備局長（以下「処分庁」という。）が平成 25 年 9 月 6 日付けでした事業認定（以下「本件事業認定」という。）に対する X からの審査請求について、貴殿から提出された資料に基づき検討した結果、公害等調整委員会は次のとおり回答する。

意 見

下記 1 (2)イ (ア) ①に係る審査請求人の主張については調査検討の上結論を出すべきであるが、その余の審査請求人の主張には理由がないものとする。

理 由

1 審査請求人は、要旨、以下のとおり、本件事業について、土地収用法（以下「法」という。）第 20 条第 2 号ないし第 4 号の要件を満たさず、かつ、事業認定に至る手続に違法ないし不当な点がある旨主張して、本件事業認定の取消しを求めている。

(1) 法第 20 条第 2 号及び第 3 号

長崎県は、国からの補助金を使って購入した起業地内の土地について、その名義を国にしているが、これでは長崎県が実質的な起業者とはいえず、法第 20 条第 2 号の要件である起業者に本件事業を遂行する能力があ

るとはいえない。また、これでは土地の適正かつ合理的な利用に寄与しているともいえず、法第 20 条第 3 号の要件にも該当しない。

(2) 法第 20 条第 3 号

以下のとおり、本件事業は、嘘、間違い、ごまかし、とんでもない統計処理で算出したものを基礎に、また十分な検討も行われずに、起業者が計画し、処分庁が事業認定したものであり、法第 20 条第 3 号の要件を満たさない。

ア 利水

(ア) 水需要予測の不備

- ① 水需要に関し、佐世保市人口と佐世保市の一日平均給水量それぞれについて、佐世保市による当初予測（昭和 56 年時点）では、平成 2 年時の総人口を 260,000 人、一日平均給水量を 132,000 m³と推定しているが、実際には総人口 247,000 人、一日平均給水量 85,210 m³にすぎない。これほど現実と予測がかけ離れるようなことはあり得ない。
- ② 平成 25 年 1 月 22 日に佐世保市が上下水道事業経営検討委員会に提出した資料「水道施設整備事業再評価」（以下「水道再評価資料」という。）の 9 ページ「◆ 3 - ①水需要予測結果」によると、平成 26 年度以降、一日平均給水量と一日最大給水量の差が拡大しているが、それが何年も続くことは極めて不自然である。

(イ) 統計学の誤用

- ① 水道再評価資料の 9 ページ「◆ 3 - ①水需要予測結果」では、

③ 1 日平均給水量 = 有収水量（新規分込） ÷ 有収率
とあるが、収益上有意義な指数として、有収率（%）は
有収率（%） = 年間有収水量 ÷ 年間給水量 × 100

と定義されていることから、

$$\begin{aligned} \text{③式の右辺} &= \text{有収水量} \div \text{有収率} \\ &= \text{有収水量} \div \text{年間有収水量} \times \text{年間給水量} \end{aligned}$$

となる。ここで、右辺の有収水量を年間有収水量とみなせば、右辺は年間給水量となるが、左辺の一日平均給水量は年間給水量を年間日数で割ったものであるから、両者には等号が成り立たない。もし、右辺を年間日数で割ったとしても、それは両者が一日平均給水量と

いうだけで、何の取り柄もない式となるだけである。

- ② 水道再評価資料の 9 ページ「◆ 3 - ①水需要予測結果」では、負荷率も、

$$\text{負荷率 (\%)} = \text{一日平均給水量} \div \text{一日最大給水量} \times 100 (\%)$$

で定義された有意義な指数であるが、これを変換して、一日平均給水量と負荷率から一日最大給水量を求めるのはナンセンスである。

(ウ) 比較検証の不備

起業者は、平成 22 年に国土交通大臣からの要請を受けて、石木ダム建設事業の検証に係る検討（以下「ダム検証」という。）を行ったが、以下の問題点がある。

- ① ダム規模の変更により、総事業費が 297 億円から 285 億円になっているが、その関係が不詳である。
- ② 利水計画では、いずれも追加的に 40,000 m³/日の水の確保が前提となっているように思えるが、そもそも代替案で 40,000 m³/日を確保する必要はない。
- ③ 代替案では、いずれも 59 億円が必要となっているけれども、既に買い上げた土地の活用によっては、逆にマイナスの数値になり得るが、その検討がなされていない。
- ④ 海水淡水化案は全体事業費が現行のダム案の 3 倍以上となっているが、この資料の根拠が不明である。
- ⑤ 配水量が追加的に 40,000 m³/日必要とのことであるが、仮に 40,000 m³/日必要だとしても、毎年渇水に悩まされるわけではない。小回りが効かないダムとは異なり、海水の淡水化や再生水の利用は、造水施設の一部休止等で小回りが効くはずである。長崎県の提出した代替案は、気候の変動に関係なく、連日水を造り続けるという内容で、費用が石木ダム案の何倍にもなると強調しているが、このような無駄をすれば費用が何倍にもなるのは当たり前である。

(エ) 現行のダム案の問題点

佐世保市の場合、過去30年間、人口は減り続け、水需要もまた減少し続けていることから、今更逆転する可能性は小さい。何年かに一度、湧水に悩まされる事態が起きるからとあって、大きなダムを造ることは馬鹿げている。建設費用及び維持管理費用の負担を考慮し、国の箱物行政の犠牲にならなければならぬ道理はない。

また、水道再評価資料の9ページ「◆3-①水需要予測結果」によると、平成26年度以降に、水の新規需要が計画どおりに実現したとしても、水の需要量は平成10年度代をわずかに上回る程度しか見込めない。

(オ) 再生水・海水浄化の利点

- ① ダムに代わる安定水源には、再生水と海水浄化があり、かつてはコストが課題となっていた。しかし、最近では、国からの補助や技術革新により、コストを抑えることができるようになってきていることから、これらを活用することを検討すべきである。
- ② 水道事業において、水源を地表水に頼っている場合は、気候変動に伴う河川の水量の変化を考慮する必要があるが、海水の浄化や再生水を利用することを前提にすることで、この考慮要素が排除できる。水道水は一日を通じて平均的に使用されるのではなく、朝夕の一定時間に集中するなど時刻変動があること、また年間でいえば夏季と年末に著しく高くなるなど季節変動があることから、一日最大給水量を目安に造水施設を設営した上で、水需要の時刻変動に対しては一時蓄えるための貯水池で調整し、季節変動に対しては造水施設の一部休止で対応すればよい。なお、水道事業の経営安定の観点から、定額で徴収する基本料金と使用料に応じて徴収する従量料金との合計額を水道料金とする二部料金制が採用される上では、負荷率という指数が貢献したが、一日平均給水量は極めて安定している数値であるし、一日最大給水量もその変動は誤差変動の類いであるから、負荷率は今では役目を終えている。東京都水道局においても、負荷率は、水需要予測において、一日平均給水量から一日最大給水量を推定する際の係数として用いられているが、人口増減に伴う水需要の変化を推定するのであれば、一日平均給水量を用いればよい。

イ 治水

- (ア) データの嘘、間違い、ごまかし、統計学の誤用等

① 実績降雨

- a 昭和 23 年の降雨について、長崎県は川棚川流域の実績降雨はないというが、川棚川流域では、大正の初めから 60 年以上にわたって 2 か所で気象観測が行われており、実績降雨がないというのは嘘である。
- b 長崎県は昭和 61 年 4 月から石木ダム事務所と木場郷で日々の降水量を観測し始め、昭和 63 年に木場観測所で年最大 24 時間雨量 441mm を観測しているにもかかわらず、長崎県の資料にはその記載がないし、昭和 63 年から平成 3 年までの 4 年間における石木ダム事務所の観測値も欠けている。
- c 過去の雨量を観測した観測所の場所が年度ごとに異なるが、これらは長崎県の調査がおざなりであるからである。例えば、昭和 23 年洪水のとき、佐世保市では、前日の午後から翌日の午前までの 2 日間続けて 200mm を超す雨が降り、戦後最大の 24 時間雨量を記録したが、川棚川の流域では、前日真夜中は大雨が降ったものの翌日は晴れて雨が降らなかった。しかし、長崎県は、両者の数値に大きな開きがあったので、波佐見・川棚両地区の観測機器が故障してしまったのではないかと誤った判断をし、佐世保観測所のデータを使用している。
- d 長崎県は、「過去の実績データの相関から川棚川流域平均雨量は佐世保雨量の 0.94 倍と推定」しているが、そもそも推定するまでもなく、この流域の観測記録が実在している上に、推定値は実測値から大きくかけ離れている。また、推定するに当たっては、相関や独立性の観点で統計学を誤用している上に、「確率計算結果」のグラフにおいて、平成 9 年の作成時に「平成 6 年」又は「H 6」と書いてあった箇所を「平成 15 年」又は「H15」に改ざんし、あたかも平成 22 年までの資料を基に統計解析を行ったかのように見せかけている。

② 被害状況

- a 川棚・波佐見両町における過去の被害に関する長崎県の資料には、昭和 23 年、昭和 31 年及び昭和 42 年の洪水における波佐見町の被害状況が「不明」となっているが、これは嘘である。

また、資料によっては、波佐見町の被害状況の欄や昭和 23 年洪水の欄が掲載されていないもの、「床上」と「床下」の区別がないもの、さらには、写真、説明文等に微妙だが重要な違いが存在するものがある。

- b 長崎県は、過去の洪水被害として、平成 12 年当時においては、昭和 23 年、昭和 28 年、昭和 31 年、昭和 42 年、昭和 55 年及び平成 2 年の洪水被害を提示していたが、その後、昭和 28 年及び昭和 55 年の洪水被害を削除している。
- c 長崎県は、処分庁に提出している事業計画書 27 ページの被害実績表では、昭和 23 年及び昭和 31 年の洪水よりも、昭和 42 年及び平成 2 年の洪水の被害状況の方が意図的に詳しく書き、被害が大きくなったかのように見せている。また、昭和 42 年洪水の被害状況において、床上浸水 15 戸、床下浸水 113 戸と記載されているが、床下浸水の 113 戸の中には床上浸水の 15 戸が間違っただけで加算されており、床下浸水の本当の戸数は 98 戸である。

(イ) 治水計画の不備

被害状況をみると、雨量が多くても被害が小さかったり、雨量が少なくても被害が大きかったりしている。雨はたくさん降っても、雨水が流れなければ怖くないが、低い方に流れ、その勢いが激しいほど危険である。例えば、昭和 23 年洪水の被害の場合、長崎県は大雨が降ったからというが、実際の降雨はそれほどでもなく、むしろ原因は、木造の橋がたくさん流され、その残骸の材木が川棚川の湾曲部で引っかかったことで、水があふれたことによるものであるし、昭和 55 年洪水の際は、川棚町で日雨量 500mm 以上降っているが、被害がそれほど大きくはなかった。

また、川棚川の場合、上流では盆地状の波佐見町を通り、下流では川棚町の山が迫っているところを流れることから、内水氾濫が起りやすく、水害の発生の仕方が他とは異なる。

その他、大村湾では、低気圧が来ると水位が上昇する、いわゆる高潮現象が起こるので、それも浸水被害が発生している原因の一つと思われる。もし浸水被害が水位の上昇によるものであるならば、盛土以外に被害を防ぐ手立てがない。

このように、洪水被害の原因を一つ一つきちんと見ていかないと、

被害は防げない。

ウ 失われる利益

本件事業認定は、以下のとおり、本件事業がもたらす不利益を考慮していない。

(ア) ダム建設には大量の砂が必要で、そのためには費用もかかるし、自然も荒らされる。単にコストのことだけでなく、自然を守る観点からも、できるだけダムに頼らない方法を模索すべきではないか。

(イ) 動物は移住させることはできても、そこで居着くことができるとは限らない。周りに餌となる動植物が一定以上確保されていなければならないからである。環境調査はどのようになされたのか結果を知りたい。

(3) 法第 20 条第 4 号

起業者は本件事業の工期を 6 年間延長しているが、事業認定の告示（平成 25 年 9 月 6 日付け九州地方整備局告示第 157 号）によれば、法第 20 条第 4 号の要件の適合性判断において「本件事業を早期に施行する必要性は高いものと認められる」とされ、早期の施行が認定条件の一つとなっていることから、工期延長は認定違反である。

(4) 本件事業認定に至る手続の違法

以下の経緯の下で行われた本件事業認定は、手続上、違法というべきである。

ア 起業者である長崎県は、手続的には国土交通省の指導に従って検証を実施しているように見受けられるが、それは全く形式的であり、内実は空疎なものである。

イ 法には、事業認定をいつまでにしなければならぬと定められていないが、何十年もかかって大部分を収用してから事業認定を申請された場合、それまでの時間を全て無視して審査するとは考えられない。「土地収用法による事業の認定の申請について」（昭和 34 年 4 月 21 日付け計発第 126 号建設省計画局長通知）でも、事業が相当進捗した段階で申請が行われた場合、処分庁の事業についての公益判断を阻害し、事業認定が

既成事実の追認ではないかとの疑惑・非難が生じかねない旨が指摘されていることから、本件事業認定の申請は問題である。

ウ 本件に法を適用することは、憲法第22条第1項にうたわれている居住移転の自由の侵害であり、憲法違反である。

(5) まとめ

以上のとおり、本件事業認定は違法であるから、取り消されるべきである。

2 そこで、審査請求の理由の有無について判断する。なお、審査請求人は、本件事業認定後に生じた事実をも本件事業認定が違法である理由として主張しているが、事業認定の適法性の判断は事業認定時に存在していた事実を基礎として行われるべきものであり、事業認定後に生じた事実は、その処分当時の事情を推認する間接事実等としてしんしゃくされるにとどまるものである。

(1) 1(1)【法第20条第2号及び第3号】について

資料によれば、本件事業については、既に長崎県議会及び佐世保市議会における予算措置の議決や事業に必要な許認可等の手続がなされていることが認められるから、起業者は本件事業を遂行する十分な意思と能力を有していることが認められる。

また、審査請求人は、長崎県が国からの補助金を使って購入した起業地内の土地を国名義にしていることについて指摘するが、そもそも河川区域内の土地が国名義であることは、起業者が本件事業の遂行能力を有するか否かの判断に影響するものではなく、違法又は不当な点も認められない。

(2) 1(2)【法第20条第3号】について

ア 1(2)ア【利水】について

(ア) 1(2)ア(ア)【水需要予測の不備】について

資料によれば、佐世保市が行った水需要予測の算定方法及びその内容は、「水道施設設計指針 2012」（社団法人日本水道協会。以下「水道施設設計指針」という。）に基づく一般的なものであることが認められる。

審査請求人は、過去における給水量の予測値と実績値とのかい離

の大きさをもって佐世保市の水需要予測の不備を主張するが、予測である以上、予測値と実績値がかい離することは不可避的なことであり、また、資料によれば、佐世保市は定期的に水需要予測の見直しを行っていることから、このことをもって直ちに、佐世保市の水需要予測が不合理なものとはいえない。

また、審査請求人は、一日平均給水量と一日最大給水量の差が拡大している不自然さを指摘するが、資料によれば、水道施設設計指針には、一日最大給水量は、曜日・天気による水使用状況によって大きく影響を受け、時系列的傾向を有するものとはいえず、負荷率の設定に当たっては、過去の実績値や気象、渇水等による変動条件にも十分留意して、各々の都市の実情に応じて検討するように記載されていることから、佐世保市は、平成6年の大渇水時の負荷率を異常値として排除した上で、過去20年の実績の最小値である80.3%を採用したことが認められ、かかる手法が合理性を欠くとはいえない。

(イ) 1(2)ア(イ)【統計学の誤用】について

資料によれば、佐世保市が行った一日平均給水量及び一日最大給水量の算定方法は、水道施設設計指針に基づく一般的なものであり、不合理な点は認められない。

なお、審査請求人が指摘する水道再評価資料の9ページでは、「有収水量」の単位として $\text{m}^3/\text{日}$ が使用されており、当該有収水量が一日当たりの水量を示していることは明らかである。

(ウ) 1(2)ア(ウ)【比較検証の不備】について

① 1(2)ア(ウ)①について

資料によれば、そもそもダム検証を行う前から、石木ダム事業の総事業費は285億円であり、ダム検証の中で総事業費は変更されていないことが認められることから、審査請求人の主張は理由がない。

なお、事業認定の申請前に総事業費の変更があったとしても、そのことをもって本件審査請求の理由とすることはできない。

② 1(2)ア(ウ)②について

資料によれば、水道施設設計指針（ただし、ダム検証当時は「水道施設設計指針2000」（社団法人日本水道協会）であるが、以

下の箇所の記載は同じ。)には、計画取水量は計画一日最大給水量に10%程度の余裕を見込んで、また計画浄水量は計画一日最大給水量のほかに作業水量等を見込んでそれぞれ決定するように記載されていることが認められる。そして、当時の予測では一日最大給水量が117,300 m³/日であり、既存の安定水源の給水能力が約80,000 m³/日であったことから、代替案において40,000 m³/日(給水量38,000 m³/日)確保することを前提にコスト計算することが不合理とはいえない。

③ 1(2)ア(ウ)③について

資料によれば、ダム検証において、ダム中止に伴う費用として59億円がいずれの代替案にも加算されているところ、当該費用を控除したとしても現行のダム案を下回る代替案はないので、同ダム案を優位とする評価に影響を与えるものではない。

また、審査請求人は、収用した土地の活用によってはマイナスの数値になり得る旨主張するが、具体的な土地活用の内容が不明であり当該数値を算定できないので、採用することはできない。

④ 1(2)ア(ウ)④について

資料によれば、海水淡水化案に係る概算総費用の根拠及び積算方法について必ずしも明確ではないが、海水淡水化案は、コスト以外に、閉鎖性の海域であり水質が悪く前処理が困難であること、また塩分濃縮排水の付近の海域への影響が懸念されることが指摘され、代替案として有効ではないと評価されたことが認められることから、現行のダム案を優位と評価した判断が不合理であると認められない。

⑤ 1(2)ア(ウ)⑤について

下記(オ)のとおり、再生水・海水浄化にはコスト以外にも問題点があり、代替案にはなり得ないことから、審査請求人の主張は採用することができない。

(エ) 1(2)ア(エ)【現行のダム案の問題点】について

資料によれば、有収水量の推計は、原則として、生活用水、業務営業用水、工場用水、その他の用水の用途別に、将来の一日平均有収水量を推計するとされており、主な手法として、時系列傾向分析、

重回帰分析，要因別分析などがあり，これらから適切なものを選択するとされている。そして，起業者は，一日平均使用水量を生活用水，業務営業用水，工場用水の各用途別の実績等を基に推計し，その中で，ベースとなる有収水量については，わずかに増加する程度で推移するものと予測し，これに現時点で具体的となっている業務営業用水，工場用水の新規計画分を加えていること，また，有収率，負荷率については，佐世保市の地域的な特性等を考慮しつつ，水の安定供給の確保の観点から適切な数値を採用して，一日最大給水量を算定していることが認められる。このような水需要予測の算定方法及びその内容は，水道施設設計指針に基づく一般的なものであり，その合理性を否定する事情は認められない。

(オ) 1(2)ア(オ)【再生水・海水浄化の利点】について

審査請求人の主張は，帰るところ，再生水・海水浄化を実施する場合のコスト削減方策の検討が不十分との指摘と解されるが，再生水については，資料によれば，利用範囲が限定されていることから水源確保の代替案とはなり得ず，あくまで補完的な役割の効果しか見込めない上に，水道管とは別に管網を整備し，建物にも二重の配管を用意する必要があることから，既存の建物への普及は現実的には困難であることが認められる。

また，海水浄化については，上記(ウ)④のとおり，コスト以外に，閉鎖性の海域であり水質が悪く前処理が困難であること，また塩分濃縮排水の付近の海域への影響が懸念されることが指摘され，代替案として有効ではないと評価されたことが認められる。

以上の点を踏まえると，現行のダム案を優位と評価した判断に不合理な点は認められず，審査請求人の上記指摘は，結論を左右するものではないので，審査請求人の主張は採用することができない。

なお，審査請求人は，負荷率の扱いについて，水道施設設計指針と異なる主張をするが，独自の見解であり，その主張は採用することができない。

イ 1(2)イ【治水】について

(ア) 1(2)イ(ア)【データの嘘，間違い，ごまかし，統計学の誤用等】について

① 1(2)イ(ア)①【実績降雨】について

資料によれば，川棚川流域の確率雨量の算出に当たっては，佐

世保雨量観測所の雨量を標本として確率雨量を算出した上で、佐世保雨量と川棚川流域平均雨量との相関式により算出している。そして、本来なら川棚川流域平均雨量を使用すべきであるが、流域内に確率雨量を算出するために十分な雨量観測所が整備されたのは昭和 61 年以降でありティーセン法により流域平均雨量を算出できる期間が短いこと、到達時間雨量は佐世保雨量観測所しか把握できないこと、既往の主要洪水が佐世保雨量観測所の観測時間に集中している上に、川棚川流域平均雨量との相関が高いことから、佐世保雨量観測所の雨量を使用していることが認められ、不合理な点は認められない。

なお、a ないし c について、審査請求人は、川棚川流域の実績降雨の観測値が欠けていることを指摘するが、上記のとおり、昭和 60 年以前は川棚川流域では確率雨量を算出するために十分な雨量観測所が整備されていなかったことが認められるので、川棚川流域の確率雨量の算出に当たっては、佐世保雨量観測所の雨量を使用するのが合理的であるといえることから、審査請求人の上記主張は、上記確率雨量の算出結果に影響を与えるものでない。

また、d について、審査請求人は統計学の誤用等を主張するが、資料によれば、平成 7 年～15 年の雨量資料を追加するに当たり、従来の旧手法（5 手法）に代えて新手法（12 手法）で確率雨量を確認していることが認められることから、審査請求人の主張は理由がない。

もともと、資料を精査しても、川棚川流域の雨量観測所や水位観測所における貯留関数法を用いるための具体的な諸データは含まれておらず、基本高水量の算出における貯留関数法モデルの基礎となる数値の合理性を判断することができない。したがって、審査庁においては、基本高水量の算出に係る処分庁の主張の合理性につき、処分庁の主張立証を調査検討の上結論を出すべきである。

② 1(2)イ(ア)②【被害状況】について

過去の被害状況は、治水計画を策定するに当たり、計画規模設定の考慮要素とはなるが、審査請求人の各指摘が正しかったとしても、本件事業計画における 1/100 の計画規模を変更するほどの影響を与える事情ではなく、審査請求人の主張は理由がない。

なお、c について、審査請求人は事業計画書の被害実績表にお

ける誇張表現及び誤りを主張するが、本件事業の合理性に影響を与えるものではなく、審査請求人の主張は理由がない。

(イ) 1(2)イ(イ)【治水計画の不備】について

資料によれば、長崎県は、河川法令及び国土交通省河川砂防技術基準に基づき、川棚川水系河川整備基本方針及び同計画を策定しており、不合理な点は認められない。

なお、審査請求人は、雨量以外による被害の原因として、高潮現象を主張するが、資料によれば、高潮対策も検討の上で同計画が策定されていることが認められることから、審査請求人の主張は理由がない。

また、審査請求人は、その他被害の原因として、流された橋の残骸や特異的な地形を主張するが、そのことをもって直ちに、石木ダム建設の必要性が低下するとはいえない。

ウ 1(2)ウ【失われる利益】について

資料によれば、本件事業は環境影響評価法等の法令に基づく環境影響評価の実施対象外の事業であるものの、起業者は、本件事業の重要性等を考慮し、長崎県環境影響評価条例の手続を準用して調査・検討を行っていることが認められる。かかる調査・検討結果に照らせば、本件事業は、環境への影響にも配慮した内容となっており、不合理な点は認められない。

なお、上記の評価結果については、長崎県環境影響評価条例第22条に基づき公告・縦覧が行われており、長崎県の周知方法についても不合理な点は認められない。

(3) 1(3)【法第20条第4号】について

事業認定の告示によれば、本件事業の早期施行は、法第20条第4号の要件の適合性を判断するに当たっての理由にされているが、認定条件とされているわけではないことから、審査請求人の主張は独自の見解であって採用できない。

(4) 1(4)【本件事業認定に至る手続の違法】について

ア 1(4)アについて

資料によれば、本件事業認定は、法の定める手続にのっとり行われたことが認められる。審査請求人の主張は独自の見解であって採用

できない。

イ 1(4)イについて

審査請求人が主張する局長通知は存在するものの、この局長通知は「事業認定の申請が事業計画の大半が執行された後になされる場合」を想定したものであり、本件事業には当てはまらず、本件事業認定が手続上違法となるものではない。

ウ 1(4)ウについて

審査庁は、法の違憲性を判断する権限を有する司法機関ではなく、また、審査請求手続は、このような判断をすることを目的としたものではないことから、審査請求の理由とすることはできない。

- 3 以上のとおりであるから、上記1(2)イ(ア)①に係る審査請求人の主張については調査検討の上結論を出すべきであるが、その余の審査請求人の主張には理由がないものとする。